

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (南部振興) 一
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (利根振興) 一
- 財団法人東松山市農業公社農地保有合理化事業規程の変更承認 (農地活用推進室) 二
- 埼玉中央農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更承認 ( ) 二
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課) 二
- 三芳町藤久保第一土地地区画整理組合の定款の変更 (市街地整備課) 二

## 告示

埼玉県告示第千二百四十四号  
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により

- 川越都市計画公園の変更に係る図書の写真の縦覧 (公園課) 二
- 上尾スカイマンション建替組合の解散の認可に係る公告 (住宅課) 二
- 企業局財務オンラインシステム開発業務委託に関する落札者等の公示 (企業・財務課) 二
- 正誤
  - 埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則中訂正 (建築指導課) 三

準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年九月十六日  
 埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日  
 平成二十年九月五日

二 特定非営利活動法人の名称  
 特定非営利活動法人志民アシストネットワーク

三 代表者の氏名  
 相京 美津夫

四 主たる事務所の所在地  
 埼玉県川口市西川口五丁目二番一号  
 仲町住宅店舗一〇六号

五 定款に記載された目的  
 この法人は、市民や行政、企業という垣根をはずし共に育ちあうために、地域をよくしていくこうとする熱き「志」を持った人々を結び、福祉・環境・教育・国際支援・地域活性化などを考え提言し活動をおこなうとともに、市民セクターと行政、企業、市民

との仲介役という立場で、地域活動を協働でスムーズに行えるようサポートし、お互いの経験交流、学びあい、支え合いの場の提供をおこない、個々の生き方を尊重した、誰もが生き生きと暮らせる、まちづくり・人づくりの現に貢献することを目的とする。

### 埼玉県告示第千二百四十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年九月十六日  
 埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日  
 平成二十年九月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
 特定非営利活動法人日本アニマルパ

トナーシップ協会

三 代表者の氏名

浅野 南弥

四 主たる事務所の所在地

埼玉県蓮田市大字高虫六百二十八番

地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、動物を取り巻く全ての環境の発展のため、より多くの人達の動物に対する知識や認知度を高めるとともに意識の向上を目指し、動物の社会的地位を高めることで動物共生環境の発展に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百四十六号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第二項において準用する同法第七条第四項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第七条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 変更承認に係る農地保有合理化事業の実施に関する規程

財団法人東松山市農業公社農地保有合理化事業規程

二 変更承認年月日

平成二十年九月九日

三 変更承認に係る農地保有合理化事業

の種類

研修等事業

埼玉県告示第千二百四十七号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第二項において準用する同法第七条第四項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第七条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 変更承認に係る農地保有合理化事業の実施に関する規程

農地保有合理化事業規程(埼玉中央農業協同組合)

二 変更承認年月日

平成二十年九月九日

三 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業

埼玉県告示第千二百四十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇八一一一〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

狭山市入間川字沢久保一〇二五―一外43筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三〇六四・八立方メートル  
浸透効果量 〇・二五一立方メートル毎秒

埼玉県告示第千二百四十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

三芳町藤久保第一土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十年十月二十七日から  
平成二十四年三月三十一日まで

三 施行地区

三芳町大字藤久保字富士塚、字俣埜、字東の各部

四 事務所の所在地

三芳町大字藤久保七七九番地一

五 設立認可の年月日

平成十年十月二十七日

六 変更認可の年月日

平成二十年九月十六日

埼玉県告示第千二百五十号

川越市から川越都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園課において縦覧に供する。

平成二十年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第千二百五十一号

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第三十八条第四項の規定により、平成二十年八月二十七日に上尾スカイマンシヨンの建替組合の解散を認可したので、公告する。

平成二十年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県公営企業告示第六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十六日

埼玉県公営企業管理者

種 口 和 男

平成20年7月7日

4 落札者の氏名及び住所

エヌ・テイク・テイク・データ・クリエ  
イション株式会社 東京都千代田区丸  
の内2丁目2番1号

1 購入等件名及び数量

企業局財務オンラインシステム開発  
業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の  
名称及び所在地

埼玉県企業局財務課経理担当 埼玉  
県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21  
号

5 落札金額

29,400,000円

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成20年5月9日

3 落札者を決定した日

正 誤

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(平成二十年三月二十八日埼玉  
県規則第四十七号)中訂正

ページ 段 行

一七 二 一

誤

埼玉県建築基準法施行細則(昭和三十六年埼玉県規則第十五号)の一部を改正す  
る規則を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田 清 司

正

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

|      |   |
|------|---|
| 発行日  | 毎週<br>火曜日・金曜日   |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む)  |
| 発行者  | 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一<br>〇四八―八二四―二二二一(代表)                                      |
| 印刷所  | 埼玉県総合サービスセンター<br>http://www.pref.saitama.lg.jp/A01<br>/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |
| 印刷所  | 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三―一―一〇<br>〇四八―八六二―二九〇二(代表)                                   |